

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見**

**平成30年度**

**平成31年3月18日**

**構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会**

## 1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、3特例措置について評価を行い、意見を取りまとめた。

## 2. 平成30年度の評価について

### （1）評価の進め方

評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

各専門部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

### （2）評価意見の概要

評価の対象となった3特例措置（940、941、1228）については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施（940）」については、関係府省庁は、認定地方公共団体が本特定事業の主なターゲットとして当初考えていた利用者層の利用を、認定地方公共団体と協力して促す。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2020年度に改めて評価を行うとの意見とした。
- 「臨床試験専用病床整備事業（941）」については、関係府省庁は、引き続き認定地方公共団体に係る事例について情報収集し、特に事故事例への対応を検証していく。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2022年度に改めて評価を行うとの意見とした。
- 「民間事業者による公社管理道路運営事業（1228）」については、関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き

情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁は、これらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行うとの意見とした。

### 3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

## 平成30年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施	厚生労働省	通達	2020年度に改めて評価を行う。
941	臨床試験専用病床整備事業	厚生労働省	省令	2022年度に改めて評価を行う。
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	国土交通省	法律	2021年度に改めて評価を行う。

## 評価意見

①	別表 1 の番号	940
②	特定事業の名称	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	原則 55 歳以上の高年齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。
⑤	評価	その他（2020年度に改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、実施区域において50歳以上の求職者を重点的に支援する事業を始めたことで、シニアの採用に積極的な企業の声が多く届くようになったほか、利用者からも本特定事業に好意的な意見が認められた。また、この特例措置に起因する弊害の発生は認められなかった。</p> <p>関係府省庁の調査では、「シニア・ハローワーク戸畑」が主なターゲットとしている50歳代の求職者の利用が少ないことや、求職者の6割が戸畑区在住で北九州市の他地域への広がりを欠いていることからシニア・ハローワークの利用促進のための周知が課題とされた。</p> <p>なお、関係府省庁は、本特定事業を全国展開した場合、65歳以上を重点的に対象とする「生涯現役支援窓口」の全国的な整備を図り、また、ハローワークと地方公共団体との連携も進めている中で、どの程度地方公共団体からのニーズや本特定事業の効果があるのか検証が必要であるとの見解であった。</p> <p>医療・福祉・労働部会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の求職者のニーズと50歳代の求職者のニーズは異なるものであり、50歳代の求職者の正社員雇用へのニーズにきちんと応えていくことは重要である。</li> <li>・利用者の利便性や行政コストの観点から、中高年求職者対策における北九州市と労働局のより一層の連携方策について検討すべき。</li> </ul> <p>等の意見が出された。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、認定地方公共団体が本特定事業の主なターゲットとして当初考えていた利用者層の利用を、認定地方公共団体と協力して促すこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2020年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表 1 の番号	9 4 1
②	特定事業の名称	臨床試験専用病床整備事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	病院の病床のうち、治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね 10 日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
⑤	評価	その他（2022 年度に改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の病院施設を臨床試験専用病床として活用できたことで、病床稼働率が高い都市部においても治験を実施でき、医薬品の研究開発の促進に寄与した。</li> </ul> <p>等の効果が確認された。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治験全体（第Ⅱ相以降）に幅広く本事業の病床を利用できれば、利用率の改善が見込まれる。</li> </ul> <p>との意見があった。</p> <p>関係府省庁の調査では、本特定事業によるインシデント（事故につながりかねない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした出来事）や医療事故は認められなかった。</p> <p>関係府省庁によると、実績が 1 件（12 症例）と少なく、全国展開の検討にはリスク発生時の対応等の事例の検証が必要とのことであった。</p> <p>医療・福祉・労働部会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和として意義のある事業なのに、なぜ、1 か所で、また、1 件しか実施されないのか疑問である。</li> <li>・第Ⅰ相の治験は健康な人が対象であり、治療の効果というよりは薬の代謝状況をみることなどが中心なので、この程度の面積での実施も問題ないと考えられるが、第Ⅱ相以降は患者が対象であり、第Ⅰ相の治験とは全く異なるものである。</li> </ul> <p>等の意見があった。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は引き続き認定地方公共団体に係る事例について情報収集し、特に事故事例への対応を検証していくこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は 2022 年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

## 評価意見

①	別表1の番号	1228
②	特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
⑤	評価	その他（2021年度に改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者への運営権譲渡以降、通行台数や運営権対価等収入が増加するなどの効果がある。</li> <li>・ITを活用した「デジタル維持管理システム」の導入による管理業務の効率化や、パーキングエリアの大規模リニューアルや各種企画の実施など、民間のノウハウを活用したサービス改善の取組により利用者・売上の増加につながっている。</li> <li>・契約時には想定していなかった事象が発生し、その費用分担について公社と運営権者とで協議が行われている。</li> <li>・当該特例を活用しているのが、供用延長や料金収入が全国でも上位の優良道路であり、特例の全国展開に当たっては各有料道路の経営状況などにより、得られる効果の程度に差が生じると考えられる。</li> </ul> <p>との回答があった。</p> <p>関係府省庁による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のところ、交通量・料金収入については概ね順調に推移している。</li> <li>・今後は、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で正確な見通しは判断出来ない。</li> </ul> <p>との回答があった。</p> <p>また、関係府省庁としては、当該特例の活用事例は1件のみであり、かつ、現時点では事業開始からわずか2年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。</p> <p>地域活性化部会の審議においては、大規模災害や景気変動等の事業への影響については事例がないものの契約や監査が適正であれば問題はないと考えられ、一般的に民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるものであり、関係府省庁はこの取組を促進すべきであるとの意見があった。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—